

介護老人保健施設「やすらぎ」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、公益財団法人「復光会」の開設する介護老人保健施設「やすらぎ」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期療養介護、指定介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供するに当たり、「船橋市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月28日船橋市条例第60号)第10章及び第12章に定める規定並びに「船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月28日船橋市条例第59号)に定める規定並びに「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年12月28日船橋市条例第61号)第10章及び第12章の規定によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護、指定介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- (2) 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション
利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- (3) 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護
利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (4) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション
施設の理学療法士及び作業療法士は要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設やすらぎ
- 二 所在地 千葉県船橋市市場3丁目3番1号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護 (介護予防)		通所リハビリテーション (介護予防)		訪問リハビリテーション		職 務
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人	人	人	人	施設、職員及び業務 の管理
医 師	1		1		1		利用者の健康管理
薬 剤 師		1					薬の調剤及び管理
看護職員	10		1				利用者の看護
介護職員	24		4				利用者の介護
支援相談員	1						利用者家族の相談援助
理学療法士 作業療法士	1		1		1		機能回復訓練の実施
管理栄養士	1						利用者の栄養管理
介護支援 専 門 員	1						ケアプランの策定
調 理 師	5						入所者の食事調理
事務職員	3						事務全般
その他職員							
合 計	48	1	7	0	2	0	

員数は必要数を記入。

第3章 利用定員

(定員)

第6条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 100名 (内、認知症専門棟 40名)
(指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション含む)
 - 1時間以上2時間未満 15名
 - 6時間以上7時間未満 35名

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を期した文書（利用約款）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第8条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 栄養管理及び食事
 - 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
 - 六 レクリエーション、家族との交流

- (2) 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス

- (3) 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 栄養管理及び食事
 - 五 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
 - 六 送迎サービス

- (4) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション
 - 一 機能訓練
 - 二 相談援助（利用者及び家族への助言援助）

(利用料その他の費用)

第9条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割及び3割とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、理容代、行事費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。（別表1参照）
- 4 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
- 5 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第10条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- | | |
|------|----------|
| 一 朝食 | 8時00分から |
| 二 昼食 | 12時00分から |
| 三 夕食 | 18時00分から |

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第11条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祭日及び12月29日から1月3日は除く。尚、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。
- （2）営業時間 午前9時50分から午後4時までとする。（送迎時間除く）
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第12条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祭日及び12月29日から1月3日は除く。尚、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。
- （2）営業時間 午前9時00分から午後5時までとする。
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第13条 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、船橋市及び習志野市の区域とする。

2 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、船橋市及び習志野市の区域とする。

3 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、船橋市及び習志野市の区域とする。

第7章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第14条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第15条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第16条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第17条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第18条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第19条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(職員の服務規則)

第20条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第21条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第22条 職員の就業規則に関する事項は、別に定める公益財団法人復光会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第23条 職員は、この施設が行う年2回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(協力病院)

第25条 協力病院は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|--|
| 一 | 協力病院名 | 医療法人社団協友会 船橋総合病院 |
| | 診療科目 | 内科 外科 整形外科 小児科 眼科 泌尿路科 消化路外科
耳鼻咽喉科 皮膚科 神経内科 循環器内科 脳神経外科
糖尿病内科 腎臓内科 麻酔科 放射線科 リハビリテーション科 |
| | 所在地 | 千葉県船橋市北本町1-13-1 |
| 二 | 協力歯科名 | えんどう歯科医院 |
| | 所在地 | 千葉県船橋市前原東4-16-16 |

(会計の区分)

第26条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第27条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人「復光会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 一、 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 一、 平成13年6月1日より一部改正即日施行する。(第9条)
- 一、 平成14年4月1日より一部改正即日施行する。(別表3)
- 一、 平成16年4月1日より一部改正即日施行する。(別表3)
- 一、 平成17年4月1日より一部改正即日施行する。(別表1・2)
- 一、 平成17年10月1日より一部改正即日施行する。(第7条・8条・18条～25条
別表1・2)
- 一、 平成18年2月1日より一部改正即日施行する。(別表1・3)
- 一、 平成18年4月1日より一部改正即日施行する。(第1条～5条・7条・10条・11条
別表1・3)
- 一、 平成18年7月1日より一部改正即日施行する。(第1条～5条・7条・11条、別表1)
- 一、 平成19年11月1日より一部改正即日施行する。(第10条、別表3)
- 一、 平成25年4月1日より一部改正即日施行する。(第1条・20条・25条)
- 一、 平成25年6月1日より一部改正即日施行する。(第1条・第4条～26条、別表1・3)
- 一、 平成25年12月1日より一部改正即日施行する。(第5条・6条)
- 一、 平成26年4月1日より一部改正即日施行する。(別表1)
- 一、 平成27年9月1日より一部改正即日施行する。(第9条・11条)
- 一、 平成30年8月1日より一部改正即日施行する。(第9条)
- 一、 令和元年7月1日より一部改正即日施行する。(第1条・2条・3条(4)・5条・8条
12条・13条)
- 一、 令和元年10月1日より一部改正即日施行する。(別表1・3)
- 一、 令和2年2月1日より一部改正即日施行する。(第5条、別表1)
- 一、 令和4年7月1日より一部改正即日施行する。(第6条)

別表 1

サービスの利用料及びその他の費用

(単位：円)

	介護保健施設サービス	短期入所療養介護 (介護予防)	通所リハビリテーション (介護予防)
食 事 代	1 日 2,000	朝 食 500 昼 食 800 夕 食 700	朝 食 500 昼 食 800 夕 食 700
居 住 費 (滞 在 費)	個 室 1,640 多床室 500	個 室 1,640 多床室 500	×
通所リハ時間外(30分)	×	×	500
第11条に定める地 域以遠への送迎費用 (片道)	×	×	×
日 用 品 費	実費	実費	実費
教 養 娛 楽 費	実費	実費	実費
おむつ代(1枚)	×	×	158
おむつ洗濯代	×	×	×
理 容 代	別表 3	別表 3	別表 3
特 別 室 代	個室A 3,500 個室B 3,300 二人室 1,100	個室A 3,500 個室B 3,300 二人室 1,100	×
洗濯代(おむつ洗濯 代を除く)(1ヶ月)	別表 3	別表 3	×
靴 下 リ ー ス 代	別表 3	別表 3	×
電 気 使 用 料	別表 3	別表 3	×

※日用品費は、利用者個人の希望により、実費相当分を請求いたします。

※教養娯楽費は、サークル活動参加時の材料費(実費相当分)を請求いたします。

※その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

※特別室代は、税込金額です。

※通所リハ時間外・理容代は介護保険外です。

別表 2

苦 情 処 理 体 制

1 利用者及び家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者	職	事務部長
相談・苦情受付窓口連絡先	電 話 番 号	0 4 7 - 4 2 6 - 5 7 1 5
	F A X 番 号	0 4 7 - 4 2 6 - 5 7 1 7

苦情受付窓口担当者がいない場合は、医療部長、看護師長、支援相談員の順で苦情を受けることとする。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情などについて、事務部長に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙に管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

苦情内容について検討会を開き回答を掲示、又、直接対応します。以上、施設の設備又は、サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

- (1) 苦情内容の聞き取り、把握
- (2) 問題が生じた部署に苦情内容を伝達
- (3) 問題が生じた部署での対応の問題点の把握
- (4) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する
- (5) 施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達（説明）、市町村・県等への報告等）
- (6) 施設における反省事項の整理
- (7) 苦情処理台帳への記載

3 その他参考事項

別表3

洗濯代・理容代・リース料・電気使用料

洗濯代

水 洗 い	6,900円／月
〃	230円／日
途中入・退所者は、日割計算で請求いたします。	

理容料

シャンプー	1,060円 女性
〃	740円 男性
カット	1,880円 女性
〃	1,880円 男性
ブロー	1,060円
毛染め	4,200円
パーマ	7,150円
顔剃り	1,060円

リース料

靴 下	690円／月
〃	460円／20日
〃	230円／10日

電気使用料

品 目 利 用 期 間	テレビ、ドライヤー 電気毛布、アンカ	ラジオ、CD MDカセット	電気カミソリ
1ヶ月間	1,500円	900円	300円
20日間	1,000円	600円	200円
10日間	500円	300円	100円